

議案第 2 2 号

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年杉並区条例第 3 8 号）の一
部を次のように改正する。

第 1 4 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 1 4 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることがで
きる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合
は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年
3 パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担す
るものとし、その保証債務は、令第 9 条の規定による違約金を包含するものとす
る。

第 1 5 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、
同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 1 2 条」を「第 1 1 条」に改める。

附則第 2 項中「。以下「平成 2 3 年特別令」という。」を削り、附則第 3 項中
「及び保証人」及び「及び平成 2 3 年特別令第 1 4 条第 7 項」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例第 1 4 条の規
定は、施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援
護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯
の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第103条第1項に規定する者を除く。）に対する災害援護資金の貸付けに係る保証人については、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第8条の規定によるものとする。

（提案理由）

保証人を立てない場合の災害援護資金の利率を定める等の必要がある。

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(保証人及び利率)	(利率)
第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。	第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内とし、規則で定める。
2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。	
3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。	
(償還等)	(償還等)
第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。	第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還の方法によるものとする。
2 略	2 略
3 償還免除_____、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。	3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。
附 則	附 則

1 略

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号

_____）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付に係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。

3 前項に規定する災害援護資金の貸付に係る償還免除_____については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項_____の規定によるものとする。

1 略

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」

_____という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付に係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。

3 前項に規定する災害援護資金の貸付に係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。